

Title	田子一民著 市町村財政の実際と其理論
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.5 (1918. 5) ,p.699(161)- 703(165)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180500-0161">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180500-0161</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

池田龍藏著稿本『無盡の實際と學說』

回顧すれば既に二歳の昔となりぬ、君は炎暑灼くが如き中を或は内閣文庫に、或は上野の圖書館に或は帝大の史料編纂に、或は先輩諸氏を訪問して如何なる零細の智識と雖、之れを洩さざらんことを務めしものにして篤學君の如き士を我研究會が得たる點に於て余は非常なる感謝の念に堪へざりものなりとす。

其後君の努力は空しからずして遂に本著を成すに至れり、想ふに本著の對象たる『無盡』其者は君の所謂『上は中央都市より下は山村水郭に至るまで存せざるなき』ものにして、我國民經濟上最も重要な意義を有するものなりとす而して國民經濟上、重要な意義を有する『無盡』の研究に於て君が最も力を盡したるは之れが經濟史的方面にある可し。斯くて君は先づ幾多の史

料よりして無盡及『たのもし』が全然我國民生活の自然的要求より發生せしものなりとの斷案を下し、次に君は無盡の起源に關してこれを以て頼母子と同一物なりとなす中田説を排し後者を以て既に鎌倉時代に存すとなし而してこれを證明する材料として高野山文書建治元年十二月の條に於ける『猿川眞國神野三箇庄之官請文』中の『押買事、押入駕事、犯他妻事、野取馬牛事、號憑支乞取百姓餘事』を以てせり、之れ實に頼母子其の者の史的研究上に於ける偉大なる發見と稱せざるを得ず。次に君は室町時代に於ける頼母子が専ら寺院内に行はれしとなす中田、尾竹兩氏の説を排して柴氏と共に社寺の修繕、參拜以外に一般消費に供せられしことを主張せり。斯くの如きは如何に君が獨創的見解に富むかの一端を明かにせるものにして、同時に本著の價値の如何に大なるやを示すものなりとす。

想ふに『無盡』其者に就きては之れを前にしては尾竹、中田、石坂、柴諸氏の研究なきにしもあらずと雖、然かも本著の如く普ねく一般に亘りて立論せるものを見ず、本著は實に我邦無盡研究者にとりて系統的智識を興ふる點に於て最も大なる貢獻をなすものたるを信じて疑はざるものなり。忘評多罪。(阿部生)

田子一民著

『市町村財政の實際と其理論』

大正七年二月東京白水社發行  
菊版四百三十三頁定價金貳圓五拾錢

本書は市町村の財政を中心として我地方財政の現状を明かにし、其特徴を論評すると共に、其状態の改善に對する著者の意見を披瀝して世に問ふの目的を以て著はされたるものであるが、著者田子氏は多年内務省に職を奉じ、地方行政の監督に關與し、最近迄同省地方局の市町村課

長を勤めて居られた人であるから、地方自治政體の財政問題を論述するには幾多の抱負と充分なる知識と經驗とを有せらるゝ、適任者であると看做すことを妨げまいと思ふ。

著者は先づ『緒言』として市町村の事務事業が年一年と複雑多岐と爲り、其財政が益々困難と爲る傾向を有するに拘らず、一般世人が此問題に對して頗る冷淡であるのみならず、豫算決議の任に當る府縣會及び市町村會が歳出の分捕に腐心し或は租税の輕減には注意を拂ふが、地方財政の根本的研究を等閑に附して居ることを指摘し、斯くの如く此問題が閑却されてゐるのは地方財政の實狀が明瞭に理解せられて居らぬ爲であらうと思はれるが故に、其現況を平明に説述するは目下の急務であると論じ、本書著述の動機を明かにしてゐる。次に第一編『地方財政の特色』に於て著者は地方財政制度の一弱點

として、府縣又は市町村が一方に於て賦課し得る租税の範圍が中央財政の爲めに或は蠶食され或は制限せられてゐるにも拘らず、他方に於て起債權が非常に嚴格に抑制せられてゐるが爲めに、將來に於ける發達と繁榮とを期するに必要なる經費を調達するに不便少からざることある可きを指摘してゐる。又、府縣の當局者は郡市町村の財政に關して、郡の當局者は縣町村の夫れに對して、市町村の當局者は府縣郡の財政に就きて互に冷淡なる態度を持して居るが故に、地方財政は各級の行政區域間の調和を缺くこと尠くない。加之著者の意見に據れば、地方行政當局者は財政上の方針に於て諸種の行掛或は自己の面目等に對する念慮に支配せられて人民の利害休戚を閑却するの弊害がある。

第二編『歳出』の部に於ては著者は地方歳出を道府縣費、郡費、市區費、町村費に分ち明治二十

監獄費が第三位、郡役所費が第四位、教育費が第五位を占めて居つたのであるが、大正三年度には土木費及び警察費は依然として最初の二位を維持せるも、第三位は教育費に依りて占められ、第四位は勸業費、第五位は公債費の占むる所となり、郡役所費は第六位に下り、監獄費は明治三十三年國庫支辨と爲りたるが爲めに消滅した。又、市の財政に於ては明治二十五年度に於ける重要費目の順位は(第一)教育費、(第二)土木費、(第三)役所費、(第四)公債費、(第五)衛生費、(第六)勸業費であつたが、大正三年度には(第一)公債費、(第二)衛生費、(第三)教育費、(第四)土木費、(第五)役所費、(第六)勸業費の順序に變つてゐる。斯くの如く公債費が激増したのは東京、大阪等の大都市に於て市營事業の爲め公債を募集した結果である。教育費が第三位に落ちたのは公債費が急激に膨脹せし一影響で

五年以降各種の歳出が著しく膨脹せる状態を明かし、進んで諸種費目の増加率を對照したる後、各種の經費をば行政費、教育費及び社會政策の見地より評論されてゐる。道府縣歳出の總額は明治二十五年度に於て四千七百三十八萬圓であつたが、大正三年度には三億二千四百四十三萬圓に激増した。其中道府縣は二千三百三十三萬圓より一億二百二十五萬圓に、市區費は二百四十四萬圓より九千六百〇六萬圓に、町村費は二千五百五十九萬圓より一億四千四百十二萬圓に孰れも同期間に膨脹したのである。郡費も亦二十萬圓より千五十五萬圓に増加した。更に、各費目に就きて云へば、孰れも増加を示してゐるが、各其膨脹率は勿論一樣でない。従つて、總歳出に於ける重要費目の順位は年に依りて多少の異動を呈してゐる。例へば、道府縣歳出に於ては明治廿五年度に土木費が第一位、警察費が第二位、

あつて、教育費が減少した爲めではない。著者は又地方財政の整理方法を論じ、不必要の經費を節減するは可なるも、事務の滯滞、事業の不振を醸すことをも顧みず歳出を緊縮するの無謀なるを説き、町村書記が頗る冷遇せられてゐる状態を俸給の統計を以て立證し、寧ろ却つて町村吏に對して物質的並に精神的の優遇を與ふるの必要なる所以を力説してゐる。

第三編は歳入を論題としてゐるが、著者は地方歳入を基本財産收入、公營造物の使用料及び租税の三種に分ち、各種收入の細目に就き精細なる比較研究を試みてゐる。又基本財産の處置に就きては著者は保存説を採り、公營事業に就きては社會政策の見地より漁村に質屋、農村漁村に産婆、密集部落に浴場、貸長屋、都市に實費診療所、無料宿泊所、職業紹介所、保育所、托兒所等を公設するのみならず、一般營造物の

使用料の決定は經濟的原則に依らずして、使用者の負擔能力を標準として之を行ふ可きものであると論じ、税制に就きては戸數割賦課の頗る亂雜なる状態を指摘すると同時に、税種としては多少の取所ありとの理由を以て家屋税をして之に代へるを可と爲すの一二財政學者の説を駁し、若し全然之に代る可きものを求むるとせば寧ろ所得税附加税を用ゆるに如かずと説き、又各府縣に於て課する所謂雜種税は其種目頗る多きに拘らず實收額僅少なるを以て之が整理を行ふの餘地あるを指摘してゐる。

最後に地方債の總額が明治二十五年には僅々四百二十七萬圓に過ぎなかつたのであるが、大正四年度には三億三千六百八十八萬圓に膨脹してゐる。而かも其大部分は都市の營利事業の經營の爲めに募集せられたものであるが故に、地方債の激増は必ずしも憂ふるに足らずと論斷

して本文を終り、尙ほ卷尾には附録として地方財政に關する諸種統計並に市町村特別税に關する條例の抜萃を掲げてある。

以上は本書要點の一斑に過ぎないのであるが地方財政に對する研究が未だ甚だ振はずして之に關する著書の寥寥たる今日に於て田子氏の發表せしが如き有益なる著述に接するは吾人の欣喜措く能はざる所である。唯一二望蜀的の評言を加ふるとせば、歳入論の部に於て府縣税の説明が比較的細密なるにも拘らず、市町村税の説述が聊か粗略に取扱はれて居り、會計制度、豫算決算等の説明が全く省略せられてゐるのは遺憾である。又、『地方』に對する別名として『道府縣』なる文字を用ゐたる箇所と單に『府縣』と云へる處もあるが、此用語の不一統は讀者に誤解を與へる虞なしと云ひ難い。次に第五十三頁には數年度の道府縣歳出の内譯を重要費目別に

示してあるも、各年度の總計を掲げて居ないが試みに各年度に就きて諸費目を合計して見るに第五十頁に掲げてある府縣費(道府縣?)の合計と一致しない。若し『府縣費』が前記『道府縣費』の合計よりも少額なれば、五十頁の『府縣費』は北海道費を除きたるものであるとも解し得らるゝも、事實は之に反して、二十五年度を除きては、各年度に於ける『府縣費』は『道府縣費』の總計よりも稍々多額に上つてゐる。著者は此不一致に對して何等の説明を加へてゐない最後に、五十一頁に示したる郡費と他の地方費との關係に對する著者の説明は聊か不徹底の嫌がある。而かも此等の瑕瑾は本書の價値を減損するの程度のものではない。終りに、吾人は地方財政に興味を有する讀者に此良參考書を推舉することを躊躇せざるものである。